

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

平成29年11月8日

- 1 計画等の案の名称
「北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例（素案）」
- 2 参考資料の名称
「北海道青少年健全育成条例」（現行）
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ（環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページ）への掲載
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/seisyonen/ikusei/index.htm>
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課（道庁12階）
 - イ 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター（道庁別館3階）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局保健環境部環境生活課及び各振興局保健環境部環境生活課
- 4 意見等の募集期間
平成29年11月8日（水）から平成29年12月7日（木）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課（青少年グループ）
（平成29年12月7日の消印有効）
 - (2) ファクシミリ 011-232-4820
 - (3) 電子メール kansei.dousei3@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方とともに平成30年1月上旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日・休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵便等により行います。

問い合わせ
環境生活部くらし安全局道民生活課（青少年グループ）
電話 011-204-5663